

平成27年度事業報告

自：平成27年4月1日

至：平成28年3月31日

平成27年度の日本経済は、政府の大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策による緩やかな回復基調のもと、4月には日経平均株価が15年ぶりに2万円台の大台を回復するなど、快調なスタートを切ったものの、その後は、新興国経済減速等の影響により一進一退を続け、予断を許さない状況が続きました。

不動産業界では、首都圏における昨年の不動産流通市場動向が、中古住宅・新築住宅ともに成約件数が前年を上回るなど、持ち直しが見られます。さらに、2月から導入されたマイナス金利政策による住宅ローン金利引き下げ等がもたらす取引市場活発化が期待されるところです。また、マンション基礎杭工事のデータ改ざんが発覚し、企業の社会的責任・コンプライアンスという言葉が強く印象づけられる一方で、中古住宅市場活性化策の一環として、インスペクションに関する宅建業法改正案が閣議決定されるなど、業界の今後に向け注目すべき事もありました。

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（以下、「本会」という。）では、平成27年4月28日に創立50周年を迎え、記念事業として12月に創立50周年記念講演会、年明け1月には記念祝賀会をそれぞれ開催しました。そして、3月には記念誌を発行し、これまで本会とともに歩んできた会員・役職者の皆様に敬意を表するとともに、さらなる飛躍を誓い、力強い一歩を踏み出しました。

また、公益法人として、事業計画に基づき、本部・支部一体となって公益事業を柱とする数々の事業を着実に執り行うとともに、組織基盤拡充のため入会促進活動を進めてまいりました。

平成28年度税制改正大綱では、空き家対策に重点をおき、粘り強い要望を行った結果、被相続人が生前居住し相続により生じた古い空き家を、相続時から3年以内に相続人が譲渡した場合に譲渡所得から3,000万円を特別控除する新たな措置が講ぜられるとともに、今年度適用期限を迎える不動産流通に係る各種軽減措置については延長されるなど、概ね要望どおりの結果となりました。

なお、官公庁の附属機関等への役員派遣につきましては、東京都住宅政策審議会など様々な審議会等に参画してまいりました。さらに、区市町村の同様の審議会等にも役員を派遣し、地域のまちづくりの一端を担っております。

平成27年度も、「消費者保護」及び「人材育成」を柱とした以下の事業を行いました。

I. 宅地建物取引にかかる一般消費者の利益の保護事業（公 I）

1. 宅地建物取引にかかる不動産取引相談の実施（消費者保護推進委員会）

(1) 不動産相談所の設置及び運営

消費者の不動産取引にかかる相談に応じるため、不動産相談所を延べ 232 日開設するとともに、8,385 件の相談業務を実施しました。

また、毎月第一、第三水曜日を弁護士による「法律相談日」とし、専門家による相談窓口を設け、相談業務の一層の充実を図りました。

（資料 1 参照）

なお、「支部常設相談所」開設状況は、資料のとおりです。

（資料 2 参照）

(2) 適正取引推進のための実務相談窓口 110 番の設置及び運営

会員からの不動産取引にかかる相談並びに本会業務等の相談に関し、1,935 件の相談業務を実施しました。

(3) 関係官庁及び諸団体等の要請に基づく委員・相談員の派遣

支部より区並びに市へ相談員を派遣しました。

(4) 相談業務向上のための相談員研修の実施

相談業務に関する資料の収集を行うとともに、研修会を 2 回開催しました。

(5) 街頭不動産相談の実施

本年度も、本部主催事業として各ブロック（支部）において無料の街頭不動産相談所を開設し、不動産の取引・法律・税務等の相談業務を行うとともに、献血運動を実施しました。

（資料 3 参照）

2. 宅地建物取引にかかる都民公開セミナーの開催及び運営（研修委員会）

(1) ブロック別研修会の開催及び運営

公益事業の一環として、本部主催ブロック別研修会を一般都民に開放し、「都民公開セミナー」として開催しました。

（公Ⅱ. 2. (1) 本部主催ブロック別研修会の開催の項目参照）

(2) 支部別研修会の開催及び運営

支部（支部間合同）主催研修会においても、行政広報や支部ホームページなどの告知により、一般都民（区民・市民等）に開放し、公開セミナー

を開催しました。

3. 宅地建物取引にかかる情報公開機構の研究及び推進（情報委員会）

(1) 東京都不動産協同組合との情報関連事業に関する連携

(2) 公益財団法人東日本不動産流通機構（以下東日本レイNZ）への協力
東日本レイNZによる業者間取引の物件情報を「ハトマーク東京不動産」「ハトマークサイト」などを通じて東日本レイNZに公開をしました。

なお、公益財団法人東日本不動産流通機構の事務局長を招き、委員会にて平成28年より導入されるレイNZ利用者への「課金制度」「取引情報管理機能」等についての説明会を開催しました。

（資料4参照）

(3) 全宅連サイト（ハトマークサイト）への協力

ハトマークサイトを通じて、業界4団体の不動産統合サイト（不動産ジャパン）に本会会員の消費者公開用の物件情報を提供しました。

（資料5参照）

(4) 情報提供関連研修会の開催

支部情報委員会において、不動産流通業界の動向や情報分野への対策といった業界の近代化を目的とした「情報提供関連研修会」を精力的に開催しました。

4. 宅地建物取引に関する調査研究（情報委員会）

(1) 地価動向調査の実施

平成28年3月1日を基点とした東京都行政区別の地価調査を全支部の情報委員会の協力で実施しました。

なお、本年度は各行政区別の最高地点価格のみの調査となり、例年実施していたポイント毎の調査は行っておりません。

※行政区別の最高地点価格一覧表につきましては、本会ホームページの会員専用ページに掲載しております。

5. 宅地建物取引に関する出版物の刊行（情報委員会）

(1) 広報誌「宅建」の発行

広報誌「宅建」（昭和42年12月2日第三種郵便認可）を年4回、創立50周年記念誌を3月に発行すると共に、消費者向け広報誌「TAKKEN」を年2回発行し、無料街頭不動産相談所、図書館等で配布しました。

(2) 不動産業全般にかかる実務小冊子等の制作

50周年記念誌上に、「不動産業 過去・現在・未来」と題し、賃貸関連の裁判例、税制改正の動き、民法改正の実務への影響と実務のポイント等を掲載しました（執筆：国土交通省 土地・建設産業局不動産課、深沢綜合法律事務所 弁護士 柴田龍太郎氏、同 弁護士 大桐代真子氏）。

6. 宅地建物取引にかかる紛争の防止(社会貢献委員会)

(1) 業法等違反防止に係る関係団体等との連絡会の開催

平成 27 年 11 月 12 日、本会の社会貢献委員会正副委員長、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会の専務理事、事務局長、並びに公益社団法人全日本不動産協会の自主規制委員会正副委員長との合同による違反屋外広告物に関する意見交換会を開催しました。

(2) 違反屋外広告物の防止対策及び東京都実施の「共同除却」への協力

①平成 27 年 9 月から 10 月末の期間中、都内 10 区 11 市 24 ヶ所で実施された「違反屋外広告物共同除却活動」に参加協力しました。

また、本年度も「東京マラソン 2016（平成 28 年 2 月 28 日）」実施に伴い、コース沿道における捨て看板等の共同除却への参加要請があり、これに協力しました。

②広報誌「宅建」に上記共同除却の実施結果を掲載し会員宛てに周知を行いました。

③東京都実施の「違反屋外広告物共同除却活動」と趣旨を同じくして、各市区町村、警察署等において実施している共同除却作業にも各支部が独自に協力しました。

(3) 違反屋外広告実態調査の実施

平成 27 年 9 月 1 日から 11 月 13 日の期間中、電柱ビラ、立て看板等の違反屋外広告物の写真撮影及び調査を行い、168 件の報告がありました。

(4) 会員事務所点検指導調査及び是正指導の実施

平成 27 年 9 月 1 日から 9 月 30 日の期間中、会員の事業所等について点検調査と併せて指導を実施しました。その結果 481 件の調査報告がありました。

(5) 業法等違反会員への団体指導及び是正指導の実施

宅建業法、不動産の表示に関する公正競争規約に違反し、処分を受けた会員 16 社を対象に団体指導を行いました。

- (6) 新入会員への不動産公正競争規約及び公正競争規約ステッカーの配布
平成 27 年度の新規入会者に対して、公正競争規約及び公正競争規約ステッカーを無償配布しました。
- (7) 広告関係法令の研修会の開催
支部において不動産広告の公正競争規約に関するテーマの研修会を開催し、一般受講者も含め延べ 1,799 名の受講者がありました。
- (8) 会員間の紛争調停
本年度、会員間において発生した宅地建物取引に関する紛争調停の申立てはありませんでした。
- (9) 懲罰審査の内容調査及び申請
本年度、懲罰審査の内容調査及び申請はありませんでした。

7. 宅地建物取引にかかるとの関係官公庁及び諸団体等との連携（社会貢献委員会）

(1) 関係官公庁及び諸団体との連携・協働

① 関係官公庁との折衝及び連絡

1) 東京都並びに法定講習実施団体との折衝及び連絡

（公Ⅱ． 3． (1) 宅地建物取引士証更新のための講習会の実施の項目参照）

2) 関係官公庁の広報活動への協力

関係官公庁からの会員への依頼事項については、各支部並びに本会ホームページを通じて会員にリアルタイムに連絡・周知しました。

3) 関係官公庁との折衝及び連絡

・公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する高齢者入居支援事業「あんしん居住制度」の周知をしました。

・東京都が実施する木造密集地域の解消のための「木密地域不燃化10年プロジェクト」に係る本会との協定書に基づき不動産情報等の斡旋に協力しました。

・東京都、警視庁と「危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定書」を締結しました。

・東京都と「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」を締結しました。

・東京都と「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定書」を締結しました。

4) 国税庁等不動産情報への対応

東京国税局の依頼に基づき、会員事業所を通じて、正しい税知識「土地や建物を売ったとき」、国税電子申請・納税システム「e-Tax」に関するリーフレットを配布しました。

②震災被災者等支援事業の実施

東京都と協定締結団体（本会・公益社団法人全日本不動産協会東京都本部・東京共同住宅協会）において「震災時における民間賃貸住宅の一時借上げ訓練」を平成27年9月に実施しました。

③公共事業関係の情報提供事業

1) 東京都住宅供給公社や独立行政法人都市再生機構など、各種公共事業の斡旋依頼を本会ホームページ（会員専用）や支部を通して、会員に周知しました。

2) 国土交通省関東地方整備局が実施する「東京外かく環状道路（関越～東名）事業」における代替地情報提供システムを会員に周知し、代替地の情報提供の依頼を行いました。

④関係諸団体との連携・協働

1) 関係団体の広報活動への協力

関係団体との連携の中で、効率的な広報活動を実施しました。

2) 東京都不動産協同組合との連携

（Ⅲ.3. ハトマーク東京不動産（通称「ハトさん」）の普及促進の項目参照）

3) 公益財団法人東日本レインズとの連携

（公I.3. (2) 東日本レインズへの協力の項目参照）

4) 公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（以下、「全宅連」という。）との連携

全宅連に役員を派遣すると共に、連携して国政への政策提言を行いました。

5) 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下、「全宅保証」という。）との連携

全宅保証に役員を派遣し、連携を図りました。

6) 公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会との連携

本会より役員を派遣し、協議会の事業活動に参画しました。

7) 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターとの連携

（公I.7. (2) ④宅地建物取引士資格試験の運営協力の項目参照）

8) 定期借家推進協議会への協力

定期借家推進協議会と連携して定期借家制度に関する制度の普及促進に努めました。

- 9) 公益財団法人不動産流通推進センターへの協力
不動産統合サイト「不動産ジャパン」との連携を図ると共に、推進センターが開催する「登録実務講習」等に協力をしました。
- 10) 東京都不動産コンサルティング協議会への協力
- 11) 一般財団法人不動産適正取引推進機構への協力
(公Ⅰ. 7. (2) ④宅地建物取引士資格試験の運営協力の項目参照)
- 12) 公益社団法人日本不動産学会への協力
- 13) 首都圏既存住宅流通推進協議会への参画
- 14) 東京都行政書士会との連携
「業務提携基本協定」に基づき、連携を図りました。
- 15) 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会との連携
「共同事業・研究等に関する協定」に基づき、連携を図りました。
- 16) 東京宅建倶楽部との連携・協働
東京宅建倶楽部の行事等に参加し、連携を図りました。

(2) 関係官公庁及び諸団体からの事業の受託

① 全宅連の事務の受託

全宅連の委託に基づき、全宅連主催の通信講座「不動産キャリアパーソン」について、受講申込受付及び普及活動を行いました。

② 全宅保証東京本部への職員の出向

出向契約に基づき、6名の職員の出向を行いました。

③ 東京都の宅地建物取引士証交付等の事務の受託

(公Ⅱ. 3. (2) 宅地建物取引士証交付に係る諸事務の実施の項目参照)

④ 宅地建物取引士資格試験の運営協力 (宅建試験対策特別委員会)

(公Ⅱ. 4. 宅地建物取引士資格試験事務の実施の項目参照)

⑤ 東京都不動産協同組合への職員の出向

出向契約に基づき、7名の職員の出向を行いました。

⑥ 全宅連東日本地区指定流通機構協議会の事務の受託

本会より役職員を派遣して、協議会の運営を行うと共に東日本レイنزの運営に参画し、事業運営に関わる基本課題の検討等を行いました。

⑦ 一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 (以下、「全宅管理」という。) 東京支部の事務の受託

本会より役員を派遣し、全宅管理の行う事業を円滑に推進することに協力しました。

8. 宅地建物取引にかかる国政等の健全な運営の確保に資するための建議献策

全宅連と連携して国政への政策提言を実施しました。また、本部・支部と

連携してリアルタイムな都区市町村行政への政策提言を行うとともに土地住宅税制及び土地住宅政策等に関する要望活動を実施しました。

また、平成 28 年度税制改正にあたって、空き家対策に重点をおき、粘り強い要望を行った結果、被相続人が生前居住し相続により生じた古い空き家を、相続時から 3 年以内に相続人が譲渡した場合に譲渡所得から 3,000 万円を特別控除する新たな措置が講ぜられるとともに、今年度適用期限を迎える不動産流通に係る各種軽減措置について延長されるなど、概ね要望どおりの結果となりました。

II. 宅地及び建物の流通の円滑化を図るための人材育成事業（公 II）

1. 宅地建物取引業及び関連法令等の情報提供（情報委員会）

(1) 最新の I C T (情報通信技術：Information and Communication Technology) を活用した情報提供の研究

(2) ホームページの運営並びにリアルタイムな情報提供
ホームページの運営・管理を行いリアルタイムな情報提供に努めました。

(3) 人材育成（開業）セミナーの開催（組織委員会）

「人材育成セミナー・個別相談会」を計 6 回開催し、新規入会者の獲得に努めました(参加申込者計 212 名に対して合計 147 名に参加がありました)。

また、人材育成セミナー受講者へのアフターフォロー及び入会促進活動として、受講者の携帯電話・P C にメールマガジンを配信しました。

2. 宅地建物取引にかかる教育研修の実施(研修委員会)

(1) 本部主催ブロック別研修会の開催

宅建業法第 64 条の 6 の趣旨に基づき、会員並びに取引士及び従業員を対象とした研修会を年 2 回開催し、公開セミナーとして一般都民へも開放しました。

第 1 回は、6 会場で合計 4,401 名（うち 282 名が一般都民）の参加がありました。

また、第 2 回は、創立 50 周年記念講演会として国際フォーラムで行い、2,768 名（うち 300 名が一般都民）の参加がありました。

◎第 1 回本部主催ブロック別研修会（都民公開セミナー）

テーマ 1：借家立退きの判例傾向に見る“今”

～近年の判決から、家主、借家人の円満解決法を探る～

講 師：宮崎 裕二 氏（宮崎法律事務所 弁護士）
松本 昭人 氏（宮崎法律事務所 弁護士）
佐渡 洋克 氏（富田綜合法律事務 弁護士）

テーマ2：知らなきゃ危ない！民法改正が不動産取引に与える影響は？
～主な変更点をわかりやすく解説～

講 師：柴田 龍太郎 氏（深沢綜合法律事務所 弁護士）

【日 程】

- ・ 7月 7日（火） よみうりホール
- ・ 7月 9日（木） 西新井文化ホール
- ・ 7月13日（月） なかのZERO
- ・ 7月16日（木） 豊島公会堂
- ・ 7月23日（木） きゅりあん
- ・ 7月24日（金） オリンパスホール八王子

（資料6参照）

◎第2回本部主催研修会（都民公開セミナー・創立50周年記念講演会）

テーマ1：日本よ、のびやかなれ

講 師：櫻井 よしこ 氏（公益財団法人 国家基本問題研究所
理事長・ジャーナリスト）

テーマ2：成熟社会における不動産業の今後

講 師：落合 寛司 氏（西武信用金庫 理事長）

【日 程】12月 2日（水） 東京国際フォーラム

（資料7参照）

(2) 支部主催研修会の開催

支部研修会のテーマ及び講師の紹介などを行い、開催に協力しました。

(3) 宅建経営塾の開催

宅建経営塾は、安全・安心な不動産取引を提供し信頼を得るために実践的な知識の修得と基礎的な経営知識の修得を目的とした実務に則した研修内容による「基礎編」・「専門編」・「応用編」の3コース構成で、それぞれ密度の濃い講義を実施しました。

27年度の受講料は、1講座（3時間）当たり2,000円（会員）/3,000

円（非会員）とし、年間 30 回開催し、延受講者数は 1,016 名（会員 959 名/開業セミナー受講者 10 名/一般 47 名）となりました。

（資料 8 参照）

(4) 青年部会・レディス部会による人材の育成（総務委員会）

後継者育成のため青年部会、レディス部会の活動への支援を行いました。

3. 宅地建物取引士資格更新のための講習の実施（社会貢献委員会）

(1) 宅地建物取引士証更新のための講習会の実施

本年度は、本会主催の「宅地建物取引士法定講習会」を 52 回開催し、受講者数は、10,797 名でした。

（資料 9 参照）

(2) 宅地建物取引士証交付に係る諸事務の実施

本年度本会主催の「宅地建物取引士法定講習会」を受講した東京都登録の宅地建物取引士 10,516 名に対し、東京都からの委託を受け宅地建物取引士証の交付を行いました。

また、本年度宅地建物取引士証への切り替え交付については、169 件となりました。

4. 宅地建物取引士資格試験事務の実施（宅建試験対策特別委員会）

宅地建物取引士資格試験運営への協力

宅地建物取引士資格試験実施のため、10 会場に従事者 954 名（本部長・事務主任・事務補佐・本部員・監督員）を派遣し、試験運営に協力しました。

Ⅲ. その他事業

1. 入会促進対策事業の研究・実施（組織委員会）

(1) 新規会員獲得のための施策

① 新規免許業者への勧誘活動

各支部の協力のもと、新規免許業者への積極的な勧誘活動を行いました。

② 行政書士への入会者紹介依頼の実施

行政書士への入会者紹介依頼を実施しました。併せて行政書士向けのリーフレットを作成し、東京都行政書士会の全会員に配布を依頼するなど、本会の PR に努めました。

③ 会員への入会者紹介依頼を実施

会員への入会者紹介依頼を実施しました。併せて会員用リーフレットや

新規入会者用のリーフレットを作成し、会員配送やホームページ掲載を行いました。

④入会金減額キャンペーンの実施

本会創立50周年記念事業として、入会金正会員20万円・準会員10万円の減額を実施し、キャンペーンチラシを作成し、周知を図りました。

⑤「宅建開業ナビ」の制作・公開

先輩たちの声として、本会PRに「宅建開業ナビ」を制作し、協会ホームページのトップページに公開しました。

⑥開業案内センターの設置

入会に関する問い合わせに対応するため、開業案内センターを設置し電話による対応を実施しました。

⑦信用金庫との「創業支援ローン」協定締結

本会と、西武信用金庫並びに東京東信用金庫は、地域社会の発展に寄与することを目的として、地域の不動産流通の活性化と創業する宅建業者の支援について協力する協定を締結しました。

そして、協力の第1段として、両金庫は、本会入会者限定の「創業支援ローン」の取扱いを始めました。

⑧ターゲティング広告の実施

インターネット検索サイトに広告バナー、そのリンク先となるランディングページをそれぞれ設置し、宅建業開業・入会に関心のある利用者を本会ホームページへ誘導するようにしました。

(2) 関連団体加入促進への協力

2. 協会創立50周年事業の実施（50周年記念事業実行特別委員会）

(1) 記念講演会の開催

（公Ⅱ. 2. (1) 宅地建物取引にかかる教育研修の実施の項目参照）

(2) 記念誌の発行

（公Ⅰ. 5. 宅地建物取引に関する出版物の刊行の項目参照）

(3) 記念式典の開催

（Ⅲ. 4. 福利厚生事業(1)新年会の開催と運営の項目参照）

3. ハトマーク東京不動産（通称「ハトさん」）の普及促進

東京都不動産協同組合で事業展開中の「ハトマーク東京不動産（通称「ハトさん」）の普及に関する説明会等の協力をしました。

（資料10参照）

4. 福利厚生事業(総務委員会)

(1) 新年会の開催と運営

創立 50 周年記念祝賀会として 1 月 21 日 (木)、新宿・京王プラザホテルにて来賓並びに会員 553 名の出席のもと開催しました。

なお、席上、平成 27 年度各種受章者の披露、及び創立 50 周年の本会に対する国土交通大臣表彰、功労者に対する東京都知事、都市整備局長の感謝状授与も併せて行いました。

(2) 会員親睦のためのレクリエーションの開催

会員の親睦を図るため、平成27年10月7日(水)にチャリティーを兼ねた第38回ゴルフ大会をグリッサンドゴルフコース(千葉県成田市)において158名の参加者を得て開催しました。

(3) 各種協定事業の推進

会員の福利厚生事業の一環として、本会与協定を締結しているホテル・旅館、人間ドックなどの利用促進に努めました。

(4) 福利厚生事業に関する調査・研究

協定事業について、調査・研究を行いました。

(5) 共済制度の運営

会員並びにその家族、従業員を対象とした福利厚生事業として各種共済制度の取扱を行いました。

① 生命共済制度の加入状況

加入者数	5,554 名(前年 5,884 名)
加人口数	7,428 口(前年 7,837 口)
事業所数	3,650 社(前年 3,867 社)

② 生命共済金給付状況

死亡・障害共済金	46,360,000 円(前年 77,570,000 円)
災害入院共済金	1,908,750 円(前年 2,998,050 円)
合	計 48,268,750 円(前年 80,568,050 円)

③ 宅地建物取引士賠償責任補償制度の加入状況

加入者数	10,170 名(前年 9,913 名)
事業所数	5,461 社(前年 5,586 社)

事故支払件数 累計 1,073 件

- ①本会 194 件 288,926 千円
(支払い額 最高 4,597 万円～最低 5 万円)
- ②その他道府県 879 件 844,288 千円
(支払い額 最高 2,189 万円～最低 6 千円)

(6) 社会福祉事業への協力

社会福祉事業への協力のため、「宅建愛の募金」として募金活動を実施し、3,202,545 円（昨年 4,149,715 円）の浄財が集まりました。

5. 会館管理（総務委員会）

(1) 東京・八王子不動産会館の管理（総務委員会）

東京不動産会館、八王子不動産会館の管理事務を行いました。

IV. 法人管理事務

1. 庶務事務（総務委員会）

(1) 事業計画書、事業報告書の作成

平成 27 年度事業報告書、平成 28 年度事業計画書を作成しました。

(2) 一般管理事務

①本会諸規定の整備・研究

組織運営合理化のため、定款及び役員選任規約の変更を行いました。また、新入会員応援キャンペーンとして、平成 27 年度限定としていた入会金額（正会員 500,000 円、準会員 400,000 円）の減額を次年度以降も適用するため、入会規約の変更を行いました。

②各支部との連携・連絡

コンプライアンス、マイナンバー取り扱い事務について、本部・支部事務局を対象とした事務説明会を開催し、事務処理等について遺漏のないように、本部・支部での連携を図りました。

③会議出席役員傷害保険の取扱・管理

会議に出席する役員に対する不測の事故に対応するため、傷害保険の取扱を実施しました。

④店内掲示物の作成・配布

各種店内掲示物を作成し、支部を通じて会員へ配布しました。

⑤新規入会者に対する貸与物の作成

「会員バッジ」「会員之章」等を作成し、新規入会者に対し、支部を通じて貸与しました。

⑥免許関係各種届出様式の管理

本会ホームページから免許に関する更新申請書・変更届様式等をダウンロードできるようにし、提供しました。

⑦不動産業務手帳の作成・配布

会員向けに不動産業務手帳を作成し、配布しました。

⑧年賀・暑中ポスター付カレンダーの作成・配布

年賀・暑中ポスター付カレンダーを作成し、会員へ配布しました。

⑨各種受章者への記念品の作成

創立 50 周年記念祝賀会において、本年度の各種受章者（3名）に対し、記念品を贈呈しました。

(資料 12 参照)

⑩感謝状等の作成

永年本会の会務運営に尽力され、逝去された方に対して、「感謝状」の贈呈を行いました。

⑪図書・資料コーナーの運営

東京不動産会館内に「図書・資料コーナー」を設け、各種図書・資料の整備を行いました。

(3) 入退会、会員情報の管理事務（組織委員会）

①入会申請者の審査

入会審査会を毎週 1 回開催し、迅速かつ的確な処理に努めました。

(資料 13・14 参照)

②入会者用規程集の作成・配布

新規入会者に本会の規約を理解してもらうため、本会規程集より主要規程のみを抜粋した「規程集（抄）」を作成し、配布しました。

③会員情報の管理・整備

会員の状況を迅速に周知するため、本会ホームページに会員情報を掲載し、随時更新を行いました。

④免許更新期限の通知

免許更新が必要な会員に対し、ハガキによる通知を行いました。

⑤入会案内パンフレットの作成

入会案内を作成し、新規入会申請者に配布し、また、本会 PR のため、東京都の免許窓口で常備と配布を依頼しました。

⑥東京都免許窓口における本会 PR

本会 PR のため、東京都の免許窓口で公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会編集の小冊子「あなたの不動産・税金は」の配布を依頼しました。

(4) 広報・渉外活動

「ハトマーク」の認知向上、無料相談所の周知、会員事務所への来店促進、不動産業開業者に向けての本会への加入促進を目的として、都電のラッピング、WEバスのパートラッピング、地下鉄大江戸線都庁前駅等の看板掲載を通してPR展開を実施しました。

公益財団法人東京都少年サッカー協会主催「ハトマークフェアプレーカップ」（東京都4年生サッカー大会）、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会主催「東京CUP卓球大会」に協賛しました。

また、宅地建物取引業法などの関連法令の改正動向を把握し、その情報を広報誌「宅建」やホームページに掲載しました。

(5) 会員の懲罰審査の裁定

本年度、会員の懲罰審査の裁定についてはありませんでした。

2. 経理事務(財務委員会)

(1) 本部支部経理事務

① 予算、決算の作成

平成27年度決算書、平成28年度予算書を作成しました。

② 予算の執行管理

各予算の執行管理を行いました。

③ 資金管理及び固定資産管理

現金預金等の資金の管理及び固定資産の管理を行いました。

(2) 公益法人会計基準への対応

① 会計処理の研究及び研修会開催

会計科目および会計処理の標準化と徹底を図り、支部事務局説明会等での周知を図るとともに、予算書・決算書等の書式について検討を行いました。

② 支部会計実務の指導・支援

公益法人会計基準（平成20年基準）に基づき、各支部の会計処理の統一を図るべく、会計ソフト処理におけるソフト会社の支援体制を整えるとともに、平成27年度中の予算執行および会計処理について各支部からの問合せへの対応と、顧問税理士による確認を行いました。

3. コンプライアンス体制の強化・充実（コンプライアンス特別委員会）

(1) コンプライアンス研修会の実施

①「コンプライアンスの道しるべ」と題し、広報誌「宅建」へ記事を掲載し

ました。

② (IV. 1. (2) ②各支部との連携・連絡の項目参照)

(2) コンプライアンスマニュアルの研究・作成

特別委員会によるコンプライアンスマニュアルを作成し、支部長、支部事務局宛に配布しました。なお、コンプライアンスマニュアルのデータについては、本会ホームページの会員専用ページに掲載しました。

以上